



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q1 安全衛生法が改正され、ストレスチェックが義務づけられたそうですね。会社がしなくてはならない義務が増えて困ります～。概要を教えてください。

A1 そもそもストレスチェックが義務となった背景は、先進国の日本に自殺者数が多いことが上げられます。2013年は27,283人で3万人を切ったとは言え、まだまだ依然として高水準です。中でも、働き盛り世代が第1位だそうです。また、精神障害になって労災と認定された件数も徐々に増加しています。この状況を改善し最悪のケースにならないため、事前にストレスをチェックしメンタル不調の未然防止のために定められました。大切なご家族を守るためにも必要ですね。

「ストレスチェック制度」は平成27年12月1日施行なので今から準備しましょう。

ストレスチェックが義務となるのは従業員50人以上の「事業場」です。「事業場」とは会社全体を指すのではなく、同一の場所を一つの単位とする考え方です。例えば、大企業であるマクドナルドなどは特別な工場などを除いて、各店舗には50人未満しか働いていないわけですから各店舗にはストレスチェックが義務づけられないということになります(50人未満は努力義務です)。

労働安全衛生法の改正により「産業医の職務」に「ストレスチェックの実施」、「ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施」、「面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること」が加えられました。

ストレスチェック制度の実施に当たり、実施体制・実施方法、不利益取扱いの防止などの事項を衛生委員会などで審議し規定を定める必要があります。

Q2 ストレスチェックは産業医等に依頼するとして、その他総務がしなくてはならない事務を具体的に教えてください。

A2 ストレスチェックは1年以内ごとに1回検査を行わなくてはならないので、定期健康診断と一緒に行うと便利だと思います。せっかく実施体制を取るののでできれば全員に検査を受けて頂きたいところですので、なんのためにストレスチェックをするのか良く理解してもらえるよう文章を掲示などで周知すると良いと思います。本人が検査を希望しない場合は受けなくていいという点は、健康診断と異なりますね。

ストレスチェックは原則として「職業性ストレス簡易調査票」をもちいることが望ましいとされています。

検査の結果は医師等から直接労働者に通知されます。検査結果を事業主も把握するためには、結果通知後に本人の同意を得て、実施者から提供してもらいます。労働者の保護のため実施前や実施時に同意を得てはなりません。(同意を得た検査の記録は、5年間保存する義務があります)。

検査の結果、「ストレスの程度が高い者」で「検査実施者が面接指導の必要を認めた者」が、「申し出た場合」は、面接指導を実施します。労働者が申し出をしやすいよう、検査実施者は対象労働者に対して面接指導の申し出をするように勧めたり、申し出をしやすい相談体制を整備したりしましょう。

面接指導の結果により、必要があれば勤務形態を見直すなどの措置をとらねばなりません。

なお、ストレスチェックを受ける労働者の人事権を持つ管理者は検査実施の事務に従事してはいけません。これは、ストレスチェックの結果で労働者が不利にならないためです。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980